

議案第23号

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年5月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、児童扶養手当法施行令の改正等に伴い、規定を整備する必要があるからである。

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

愛西市母子・父子家庭医療費支給条例（平成17年愛西市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「(平成6年法律第30号)」の次に「第14条」を加え、同条第3項中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算」を「政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定」に改める。

第4条第2項中「健康保険法（大正11年法律第70号）の療養に要する費用額」を「診療報酬」に改め、「当該」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の規定は、令和3年3月1日から適用する。